

田原本町みんなのまち・きれいなまち条例（素案）

私たちの愛する田原本町は、豊かな歴史と風土に育まれ、先人から受け継いできたかけがえのない宝物です。このまちで日々を暮らし健やかな時間を紡いでいくことは何よりの誇りであり、未来を担う子どもたちへこの環境を美しく継承していくことは、今を生きる私たちに課せられた大切な使命です。

一人の小さな心がけや日々の何気ない行動の積み重ねが、未来を変える力となります。ポイ捨てや飼い犬等のふん尿の放置、路上喫煙といった身近な生活環境の課題は、決して誰かのものではなく、まさに私たち一人ひとりの「自分ごと」です。地域に愛着を持って行動するとき、その小さな一歩はやがて大きな力となり、田原本町の未来をより豊かに輝かせます。

「ずっときれいに。私たちの大好きなまち田原本」という理念を掲げます。私たちが愛するこのまちを、いつまでも清潔で、誰もが心地よく過ごせる美しい場所として次代へつなぐこと。それは、このまちを愛するすべての人が環境を「自分ごと」として大切にする、私たちの大切な約束です。

町、事業者、そして町民等がそれぞれの役割を認識し、誇りを持って生活環境の美化に取り組むとともに、ごみの減量及び資源循環の推進に努めることで、誰もが清潔で快適な生活環境を享受できるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、清潔で快適な生活環境づくりの促進に係る町、事業者及び町民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て、不法投棄及び飼い犬等のふん尿の放置の防止並びに路上喫煙の適正化を推進し、併せてごみの減量及び資源循環の推進を図ることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって町民等の生活環境の向上に資することを目的とする。

【説明】

第1条では、この条例の目的について説明しています。

この条例は、ポイ捨てや不法投棄、飼い犬等のふん尿の放置、路上喫煙といった身近な生活環境への課題に対する防止策に加え、持続可能な社会に向けた「ごみの減量」や「資源循環の推進」を図ることを掲げています。町、事業者、町民等がそれぞれの責務を認識し、果たすことで、清潔できれいなまちを実現し、皆様がより快適に暮らせる生活環境の向上を目指すことを目的に制定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) ポイ捨て 空き缶、空き瓶、ペットボトル、チューインガムのかみかす、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同法に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品又は電子たばこ（香料などを含んだ溶液を加熱して、発生する蒸気を吸入する製品で、電子たばこ又はこれに類する名称のものを含む。）をいう。以下同じ。）の吸い殻、紙くずその他のごみを専用のごみ容器以外の場所に捨てることをいう。
- (5) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、道路等又は他人が所有し、若しくは管理する土地にみだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (6) 飼い犬等 飼育管理されている犬、猫その他動物をいう。
- (7) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること及び燃焼している状態又は加熱されている状態のたばこを携帯することをいう。
- (8) 路上喫煙 道路等において喫煙をすることをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下同じ。）の車内において当該行為を行うことを除く。
- (9) 歩行喫煙 歩行中又は自転車、原動機付自転車、自動二輪車等の乗車中に路上喫煙をすることをいう。

【説明】

第2条では、この条例における言葉を定義しています。

対象となる「町民等」には、町内に住む方だけでなく、通勤・通学する方、町内に

滞在する方、町内を通過する方も含まれます。これにより、田原本町に関わるすべての方と一緒に生活環境の美化、ごみの減量及び資源循環に取り組む姿勢を示しています。

また、「喫煙」については、加熱式たばこや電子たばこ等も含まれ、多様化する喫煙形態に対応した定義としています。「路上喫煙」は道路等における屋外の喫煙とし、自動車内については個人のプライベートな空間であることから対象外としています。「歩行喫煙」は歩行中だけでなく自転車等の乗車中も含めた行為としています。

（町の責務）

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、町内全域において、ポイ捨て、不法投棄及び飼い犬等のふん尿の放置の防止並びに路上喫煙の適正化を推進して生活環境の美化を図るための施策を実施するものとする。

2 町は、前項の施策のほか、ごみの減量及び資源循環を推進するための施策を実施するものとする。

【説明】

第3条では、町の責務を定めています。

生活環境の美化を図るための施策を実施していくことに加え、ごみの発生を抑える減量化や、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、ごみの資源化といった資源循環を推進する施策を総合的に展開していくという町の責務を明らかにしています。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者のうち、飲食料、たばこその他のポイ捨ての原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨てを防止するため、町民等への啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者のうち、動物の販売を業として行う者は、飼い犬等のふん尿の放置を防止するため、飼い犬等を飼育管理する者への啓発に努めなければならない。

4 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃美化活動に努めるとともに、事業活動に伴うごみの減量及び資源循環に努めるものとする。

【説明】

第4条では、事業者に対して清潔で快適な生活環境づくりへの協力をお願いしています。

町の施策への協力に加え、ポイ捨ての原因となりうる商品を扱う事業者やペット関連の事業者には、それぞれの事業特性に応じた啓発活動をお願いしています。

また、地域社会の一員として、店舗周辺の清掃など自主的な清掃美化活動への取り組みに加え、日々の事業活動に伴うごみの減量や資源循環に積極的に取り組むことを求めています。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 町内に居住する者は、自宅及びその周辺の地域において、清掃美化活動に努めるとともに、日常生活においてごみの減量及び資源循環に努めるものとする。

【説明】

第5条では、町民等一人ひとりに清潔で快適な生活環境づくりへの協力をお願いしています。

ポイ捨てや飼い犬等のふん尿の放置をしないことはもちろん、路上喫煙のルールを守るなど、きれいなまちづくりの主役として、実践していただくとともに、日常生活の中でのごみ分別や減量、資源循環を意識した行動、日常的な清掃美化活動や町の施策への協力をお願いしています。

(ポイ捨て及び不法投棄の禁止)

第6条 何人も、ポイ捨て又は不法投棄をしてはならない。

【説明】

第6条では、ポイ捨てや不法投棄を明確に禁止しています。

(飼い犬等のふん尿の放置の禁止及び適正処理)

第7条 飼い犬等を飼育管理する者は、道路等に飼い犬等のふん尿を放置せず、適正に処理しなければならない。

【説明】

第7条では、飼い犬等のふん尿の放置を禁止しています。

ペットの飼い主として責任を持ってふん尿の後始末（ふんは持ち帰る、尿は水で洗い流すなど）をすることを求めています。

(歩行喫煙の禁止)

第8条 何人も、歩行喫煙をしてはならない。

【説明】

第8条では、道路等において歩行中や自転車等の乗車中の喫煙を禁止しています。

これは、他者への火の接触や煙による迷惑を防ぐためです。また、紙巻きたばこに限らず、加熱式たばこや電子たばこ等も禁止の対象としています。これらは外見上、通常のたばこと見分けがつきにくく、周囲の方々に不安や誤解を与えることや発生する蒸気等による健康への悪影響が懸念されるためです。さらに、加熱式たばこ等も使用済みカートリッジ等のポイ捨てが懸念され、生活環境を損なう恐れがあります。誰もが安心して通行できる歩行環境を守るため、製品の種類を問わず、歩行喫煙を禁止します。

(みんなのきれいなまちの日)

第9条 町長は、町、事業者及び町民等の生活環境の美化及びごみの減量、資源循環に対する意識を高め、自発的な活動を推進するため、みんなのきれいなまちの日を定めるものとする。

【説明】

第9条では、町全体で生活環境の美化及びごみの減量、資源循環に対する意識を高め、自発的な活動を促進するため「みんなのきれいなまちの日」を設けています。

毎年5月30日は、語呂合わせから「ごみゼロの日」として全国的に親しまれてい

ます。本町においても、この馴染み深い日付に着目し、毎月３０日を「みんなのきれいなまちの日」と設定することを想定しています。（当該月が３０日までの日数を有しないときは、その月の末日とします。）

毎月この日をきっかけとして、町、事業者、町民等の皆様が一体となり、ポイ捨ての防止や清掃美化活動、ごみの減量や資源循環といった清潔で快適な生活環境づくりへの意識を高め、「自分ごと」として行動する象徴的な日として定めます。一人ひとりが身近な環境に心を配り、誰もが心地よく過ごせる、清潔で快適なまちづくりを推進していきます。

（路上喫煙禁止区域の指定等）

第１０条 町長は、路上喫煙の禁止を重点的に推進する必要があると認める地域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

２ 町長は、必要があると認めるときは、禁止区域を変更し、又は指定を解除することができる。

３ 町長は、前２項の規定により禁止区域を指定し、若しくは変更し、又は指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

【説明】

第１０条では、「路上喫煙禁止区域」を指定できる仕組みを定めています。

路上喫煙を町内すべての場所で一律に禁止するのではなく、多くの人が集まる場所など、たばこの煙による健康被害や周囲への危険を防止する観点から、禁止を重点的に推進する必要があるエリアを指定できるものとします。

（禁止区域内における路上喫煙の禁止等）

第１１条 何人も、禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

２ 何人も、禁止区域外において路上喫煙をするときは、喫煙マナー（他人に迷惑をかける喫煙及び生活環境に悪影響を与える喫煙をしないよう配慮することを行う。）を守り、かつ、吸い殻入れを使用しなければならない。

【説明】

第１１条では、路上喫煙のルールを説明しています。

禁止区域内では、通行人への配慮や安全の観点から、立ち止まっただけの喫煙も含め禁止とします。また、禁止区域外であっても、周囲の人や生活環境に配慮した「喫煙マナー」を遵守すること、吸い殻のポイ捨てを防止するため、必ず設置されている灰皿や携帯用灰皿などの吸い殻入れを使用し、責任を持って吸い殻を処理していただくことを定めています。

(助言又は指導)

第 12 条 町長は、第 6 条から第 8 条まで及び前条の規定のいずれかに違反した者に対し、清潔で快適な生活環境づくりの促進を図るため必要な限度において、助言し、又は指導することができる。

【説明】

第 12 条では、この条例に違反する行為が見受けられた場合の町の対応について定めています。

違反者に対し、現場での「助言・指導」を通じて、町民等や事業者の皆様にルールの周知と意識の向上を促します。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【説明】

第 13 条では、この条例に定めるもの以外にこの条例の施行に関して必要な事項がある場合は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和 9 年 7 月 1 日から施行する。